

TradeWatch

第14-2号

2015年6月

TradeWatch

Quarterly update

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. A yellow diagonal line is positioned above the 'Y', extending from the top right towards the center.

Building a better
working world

EU

欧州連合関税法典：
委任及び実施法案、そしてAEO税関手続簡素化認証ステータスの最新情報

- ▶ すでにTradeWatch2015年3月号1で、2014年12月に欧州委員会が発表した欧州連合関税法典の委任及び実施法案第一次統合原案についてお知らせしました。
- ▶ 本号では委任及び実施法案の最新情報をお届けするとともに、UCCにおける認定事業者（AEO）税関手続簡素化認証ステータスの概要をお知らせします。

¹ [http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-tradewatch-march-15/\\$FILE/EY-tradewatch-march-15.pdf#search=ey+tradewatch+march+2015](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-tradewatch-march-15/$FILE/EY-tradewatch-march-15.pdf#search=ey+tradewatch+march+2015)

その他の主なトピック(英語版のみ掲載)

- ▶ グローバル – 関税評価技術委員会(TCCV)、ロイヤルティ源泉税に関する勧告的意見を承認、独占販売権に関する指針の発表はせず
- ▶ ブラジル – ブラジルの認定事業者制度、特急通関制度を統合
- ▶ 米国 – 新たに導入された法案によって戻し税の機会が拡大
- ▶ 中国 – 一定消費材の輸入関税を引き下げ
- ▶ 韓国 – 韓国税関による移転価格問題の調査増加によって事前関税評価手続が増加
- ▶ EU内で非EU企業の社有車を個人使用する場合の新たな規制
- ▶ ロシア – ロシアの経済危機対策

Tradewatch 2015年6月号の全文(英語のみ)は、下記のサイトからご覧ください。
[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-tradewatch-june-15/\\$FILE/EY-tradewatch-june-15.pdf#search=ey+tradewatch+june+2015](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-tradewatch-june-15/$FILE/EY-tradewatch-june-15.pdf#search=ey+tradewatch+june+2015)

※ 本TradeWatchは、EY CITグループにより発行された"TradeWatch June 2015 Volume 14, Issue 2"の一部を、平素より業務上お世話になっております皆様向けに邦訳した仮訳であり、原本はあくまで英語版となります。ご不明な点がある場合には、英語版を参照頂きますようお願いいたします。



委任及び実施法案最新情報

欧州委員会は2015年3月4日、委任及び実施法案最終案を公表しました。これは2015年5月にいくらかの修正の後採択され公表される予定でした。しかし、いまだその様子がなく、加盟国代表による評価条項についての協議が続く中、現時点ではいつ委任及び実施法案が採択されるかは不確かな状況です。事業者にとっては、日々の業務と資金繰りに影響を与える条項の法的確実性が得られず、大きな懸念となっています。

AEOに適用される 税関手続簡素化

AEO認定者は、以下の種類の認証を受けることができます。

- a) AEO税関手続簡素化認証: 関税法規に基づく一定の手続簡素化の恩恵を受けることができます。
- b) AEOセキュリティ・安全性認証: セキュリティと安全性に関する一定の税関手続きの優遇を受けることができます。

UCCでは、税関手続簡素化認証を有するAEOだけに、一定の税関手続簡素化の優遇措置が与えられます。

この優遇措置の一つに、通関許可の集約があります。他国の税関に物理的に輸入された物品について、自国の税関で通関申告書を提出することが認められます。例えば、オランダの企業がフランス、ドイツ若しくはベルギーなどで輸入した物品について、集約してオランダで輸入申告書を提出することができます。UCCでは、通関許可の集約は、税関手続簡素化認証を受けたAEOだけに与えられます。

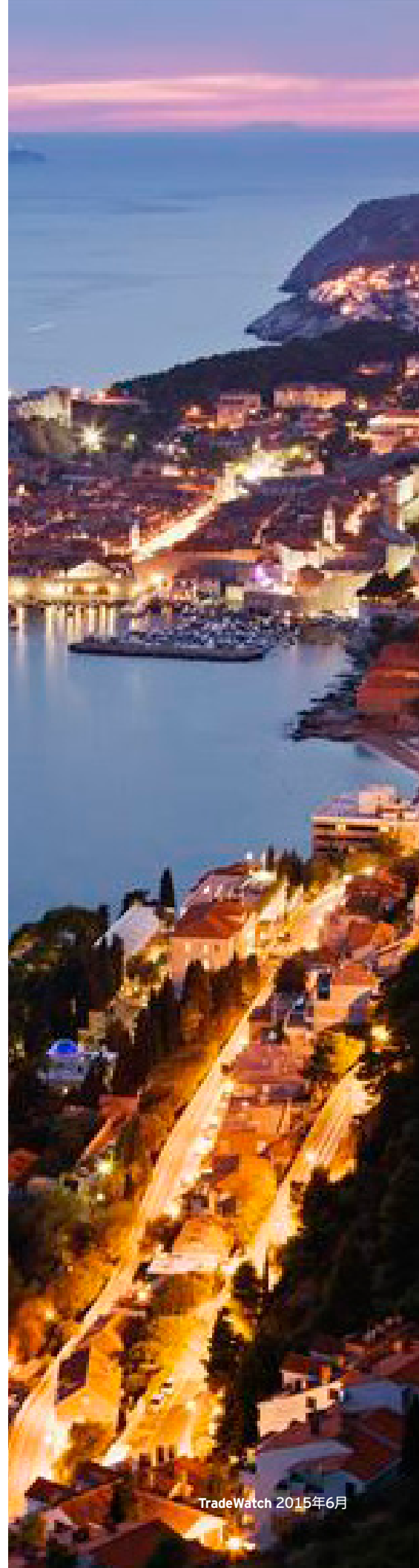
またUCCでは、事業者から申請があった場合、税関当局は、簡易申告を含む通関申告書の代わりに企業の記録による申告を認めることができます。そのため、税関当局は物品そのものの提示を免除するということとなりますが、このような場合、輸入者が申告データを記録すると同時に物品がEUの関税領域に持ち込まれたとみなされます。これは現在の共同体関税法典(CCC)の条項に対応しており、現地通関手続きと呼ばれています。UCCでは、税関当局への物品提示の免除は一定の条件を満たす場合にのみ認められますが、その一つがAEO税関手続簡素化認証です。

上記は、業者がAEO認証を受けていなくても全般的に一定のAEO条件と税関手続簡素化の条件を満たしていればよいという、現在適用されているCCCからの重要な変更点です。

最後に

企業は、欧州における上記の変化がもたらす影響を見極めるために、できれば外部のロジスティックスも取り込んで、現在そして将来のサプライチェーンを注意深く再検討することが良いと考えます。

法的確実性をもたらすために、委任及び実施法案が2016年5月1日よりも十分前に採択、公表されるかどうかはまだ定かではありませんが、欧州委員会はすでに以前の草案で、委任及び実施法の将来の条文の概略を述べています。したがって事業者はUCCの意味するものを評価し、可能な代替策を速やかに練ることが重要です。



EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

関税・国際貿易サービス

EYの間接税チームによる関税・国際貿易サービスについて

EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20150910

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ED None

EY税理士法人
インダイレクト タックス パートナー
大平 洋一
+81 3 3506 2678
yoichi.ohira@jp.ey.com
